

マタニティケアホームつむぎ利用約款

第 1 条 (目的)

本約款はマタニティケアホームつむぎにおいて産後 70 日以内の母（以下、「利用者」といいます。）とその児（以下、「新生児」といいます。）に対して、ケアサービスを提供し、一方利用者が当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第 2 条 (適用範囲)

1. 当院がショートステイ（宿泊）またはデイケア（日帰り）の利用者との間で締結する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、提携自治体との間で締結した産後ケア事業委託契約及び法令または一般に確立された慣習によるものとしします。
2. 当院が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた際は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとしします。

第 3 条 (利用規則等の遵守)

利用者は当施設内において当院が定めた館内の規則、その他の利用ルールに従っていただきます。

第 4 条 (利用契約の申込み・お支払い)

1. 自治体の産後ケア事業を利用し、当院に宿泊又は日帰りの利用申し込みをする場合、あらかじめ提携自治体の定められた手順に則って申し込みを行い、自治体の決定を受けるものとしします。
2. 当院の利用料金のお支払いはオンライン決済です。利用者が支払うべき利用料金は別紙にて定めた料金としします。提携自治体の助成制度を利用される方は各自自治体の定めた規定に基づいた料金となります。
3. かわぐちレディースクリニックでご出産された方は、当院への電話での予約申し込みを以て利用契約が成立するものとしします。
4. かわぐちレディースクリニック以外でご出産された方は提携自治体の助成制度を利用した産後ケア利用申し込みに限ります。利用料金はオンラインでの事前決済です。事前決済の完了を以て利用契約が成立するものとしします。利用期間の上限を超えた利用期間の延長を希望される場合は、入所後にお申し出ください。その場合、自費での延泊となります。但し、予約状況に応じてお受けできないことがあります。
5. 自治体の産後ケア事業の利用期間の上限は契約した自治体の定めに基づきます。
6. 自治体の産後ケア事業を利用されていた方が利用期間の上限を超えさらに延泊を希望

する場合、又は当初の利用予定期日より以前に退所を希望する場合には、原則として提携自治体にご自身でご連絡をお願いします。

第5条（利用契約締結の拒否・予約のキャンセル・承諾事項）

1. 当院は次に掲げる場合においては利用契約を締結いたしません。
 - (1) 当院の利用予定者又は乳児に発熱、又は風邪の諸症状、その他感染症の疑いがある場合。またはこれらの症状が入所前1週間以内にあった場合。
 - (2) 当院の利用予定の児がRSウイルス感染症により入院または治療を受け、退院から14日を経過していない、または発熱または呼吸器症状を認める場合。
 - (3) 同居する方の中に入所前1週間以内に発熱や風邪の諸症状、その他感染症の疑いのある場合。
 - (4) 当院の利用予定の児が予防接種後1週間を経過していない場合。
 - (5) 当施設の利用予定者が、暴力団員又は暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者である場合。
2. 当院は、次に掲げる場合においては利用契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 利用の申し込みがこの約款によらない場合。
 - (2) 当院が満床の場合。
 - (3) 利用者が、利用に関し法令の規定、提携自治体との契約、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。
 - (4) 利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動を行うおそれがあると認められる場合。
 - (5) 利用者が当院又は当院スタッフに対し不当要求行為を行った場合、又は利用に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
 - (6) 天災地変、施設の故障、その他やむを得ない事由により当院の利用が不可能な場合。
 - (7) 利用者が本約款、当院の利用規則、ルール、支持事項等に従わず、当院の利用を継続いただくことが不相当と当院が判断した場合。
 - (8) 利用者に疾病、疾患がある場合。但し医師の許可を得ている場合は利用を認めます。
 - (9) 薬の服用がある場合で、利用者が自ら管理し、処方通りに服薬を行えない場合。
 - (10) 著しい医療拒否があり、入所中のケアサービス提供に支障がある場合。
 - (11) 利用者が日本語での意思疎通ができず、安全が確保できないと当院が判断した場合。
3. 利用契約成立後の予約のキャンセル（予約した日数の一部のキャンセルを含みます）は、いかなる事由でもご利用3日前の正午以降のキャンセルはご利用料金全体の100%のキャンセル料が発生します。自治体の助成制度を利用した産後ケア利用予定の方がキャンセルされる場合、キャンセル規定が各自治体によって異なります。

4. オンライン事前決済が完了した後にキャンセルとなった場合、第 5 条 3 項の規定に基づき、差額分は返金致します。
5. 当院は、利用者から連絡がなく入所予定時刻を 2 時間経過した場合には、その利用契約は利用者の意思意志により解除されたものとみなし処理をすることができるものとします。
6. 利用者は、利用契約の締結に当たり、以下の事項を理解し、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 当院は助産院であり、医療行為、その他の医療介入は行えないこと。
 - (2) 当院には外国語の通訳ができる職員は在籍していないこと。入所後、利用者が日本語での意思疎通が 困難であることが判明し、通訳を要した場合には、通訳費用の実費を利用者は当院に支払うこと。

第 6 条 (当院の契約解除権)

1. 当院は、次に掲げる場合においては、催告を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用者が、利用に際して、法令の規定、提携自治体との契約、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。
 - (2) 利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動を行うおそれがあると認められる場合。
 - (3) 利用者が当院又は当院スタッフに対し不当要求行為を行った場合、又は利用に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
 - (4) 天災地変、施設の故障、その他やむを得ない事由により当院の利用が不可能な場合。
 - (5) 利用者が本約款、当院の利用規則、ルール、支持事項等に従わず、当院の利用を継続いただくことが不相当と当院が判断した場合。
 - (6) 当院内で飲酒または喫煙をした場合。
 - (7) 当院内で利用者による広告宣伝物の配布、掲示、又は物品の販売勧誘等の行為が認められた場合。
 - (8) 利用者が日々の体調チェックを拒否した場合。
 - (9) 当院の許可なく、自身の利用している入所室以外の客室(空室を含みます)に侵入する行為があった場合。
 - (10) 前各号のほか、利用者が当院スタッフの指示に従わず、又は当院が定める禁止事項を行った場合。
 - (11) 利用契約締結後、利用者または乳児に発熱、風邪の諸症状その他感染症が疑われる症状がある場合。
 - (12) 利用契約締結後、利用者が暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であることが判明した場合。

2. 当院が前項の規定に基づき利用契約を解除した場合もキャンセル料が発生します。
3. 当院が前項の規定に基づき利用契約を解除した場合、利用者は速やかに当施設を退去しなければなりません。利用契約の解除後も、利用者が当院を速やかに退去しない場合、あるいは当院の入所室の管理上支障があると認められる状況が継続した場合（残置物の存在、設備等の損壊、その他、入所室が利用できない場合を含みます。）は、当院は、利用者に対し、解除日の翌日以降、当院を退去する日、もしくは当院の管理上の支障が解消される日のいずれか遅い日までの間、利用料金の倍額を請求することができるものとします。また、当院による対応が困難であると判断した場合には、警察等の行政機関への連絡、対応依頼、あるいは法的手続きを行います。

第7条（利用時の登録）

1. 利用開始時には母子手帳、産後ケア利用承認通知書（自治体の助成制度を利用される場合）、おむつ、おしりふきをお持ちください。その他必要な物、当院で購入可能な物はHPに記載しています。
2. 当院は、利用者に当院利用にあたっての注意事項等について説明いたします。

第8条（利用時間）

1. 宿泊利用される場合、入所時間は10時です。但し、出産した施設を退院後そのまま当施設に入所の場合など、入所時間に遅れそうな時は事前に当施設までご連絡ください。利用最終日の退所時間は15時です。
2. 利用者が当院の施設を利用できる時間は当院の定めるところによるものとします。
3. 安全管理のため、入所室を含む院内の点検および補修等を行う場合があります、設備や入所室の一部がご利用いただけない場合があります。
4. デイケア（日帰り）の入所時間は9時、退所時間は15時です。
5. 早めにご到着されても、清掃時間確保のため入所時間より前のご入室はできません。
6. 退所時間を延長してのご利用はできません。

第9条（免責・損害賠償）

1. 当院は、以下の事項については、一切の責任を負いません。
 - (1) 当院内での怪我
 - (2) 利用者の持ち物の破損、盗難
 - (3) 利用者間のトラブル
2. 利用者は、当院の什器備品、設備等を損傷等した場合、速やかに修繕又は取替えるか、その修理もしくは取替えに要する費用を負担していただきます。
3. 利用者は、セキュリティカードを責任をもって管理しなければなりません。紛失又は破損された場合は、利用者において実費をお支払いいただきます。

4. 前二項のほか、利用者は、自己、自己の付添者・面会者、新生児以外の子が、当院又は他の利用者等に損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。他の利用者との間で紛争が生じた場合には、自らの費用と責任で解決するものとし、当院に何らの負担、迷惑をかけないものとします。

第10条（食事）

1. 利用者は、当院が提供する食事に関して理解し、あらかじめ承諾したものとします。
 - (1) アレルギー対応のみ行い、好き嫌い等の個人的嗜好には対応できないこと。
 - (2) 面会者への食事の提供はないこと。
 - (3) 付添い宿泊者への食事の提供は事前申込制であること。
 - (4) 前号の食事は、大人食、学童食、幼児食のみとなり、離乳食の提供はないこと。
 - (5) 第3号の食事についてはアレルギー対応はしていないこと。
 - (6) 利用者の食事、付添い宿泊者への食事のいずれも、食品衛生上の観点から配膳から2時間で下膳すること。
 - (7) 利用者又は付添い宿泊者の都合により飲食しなかった食事に関する振替提供や料金の返済は一切行われなないこと。
2. 利用者は、持込み食について、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 持込める飲食類は賞味・消費期限内の購入物のみとすること。
 - (2) 自宅で調理したもの、酒類の持ち込みは一切できないこと。
 - (3) 持込み飲食物に関する責任（保存、保管も利用者の責任となります。）を当院は一切負わないこと。
 - (4) 入所者同士で持込んだ飲食物のやり取りは一切行わないこと。

第11条（服薬）

1. 利用者は、当院の利用中に服用が必要な場合、自らの責任において服薬時間を管理し、処方通りの服薬を行わなければなりません。
2. 当院は医薬品のお預かりや管理は一切行いません。

第12条（外出）

1. 利用者は、当院の利用中、原則として外出はできません。利用者は、やむを得ず外出する場合、外出申請を行う必要があります。外出申請は当院所定の申請書に必要事項を記入することにより行います。なお、当院の判断により外出を許可しない場合があります。
2. 利用者の外出中の事故や怪我、体調不良について、当院は一切の責任を負いません。
3. 利用者は、外出中、セキュリティカードを外へ持ち出すことはできません。外出時には、必ずセキュリティカードを当院スタッフに預けてください。外出より戻った際に、当院

はセキュリティカードを返却します。

第 13 条（面会）

1. 利用者への面会可能時間は 14 時から 19 時です。
2. 利用者への面会を希望する場合は、面会者は当院所定の面会証に記載を行う必要があります。
3. 以下に該当する方の当院への立ち入りは固く禁じます。以下に該当する方による面会
は行えません。
 - (1) 発熱、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等症状がある方。
 - (2) 前号のほか、体調のすぐれない方。
 - (3) 飲酒をされている方。
 - (4) 喫煙後の方（タバコ臭が強いと判断した場合には、臭いが緩和されるまで立ち入りをご遠慮いただきます。）
4. 感染症の流行により、面会制限が発生する場合がございます。
5. 面会者が第 6 条 1 項に該当する場合は、面会はできないものとし、当院は当該面会者の当院への立ち入りを拒否することができます。

第 14 条（新生児以外の利用者の子の宿泊利用）

1. 利用者の新生児以外の子（小学生以下に限ります。以下、同じです。）も利用者と一緒に宿泊利用することができます。但し、当該子が発熱、感冒症状、その他の感染症の疑いがある時、体調不良時、予防接種後 48 時間を経過していない時には利用できません。また、宿泊できる子は 1 名のみとし、2 名以上の宿泊を希望する場合には、配偶者の付添い宿泊が必要となります。
2. 利用者の新生児以外の子の保育サービスはありません。利用者の責任において、入所室にてお世話をしてください。
3. 利用者の新生児以外の子は、利用者の入所室以外へ入室できません。また、他の利用者の新生児以外の子と入所室を行き来することはできません。
4. 利用者の新生児以外の子が宿泊利用される場合、付添い宿泊手続きが必要であり、宿泊料金が発生します。
5. 利用者は、利用者の新生児以外の子を入所室、面会室に一人で残して部屋を離れてはなりません。
6. 当院施設内における利用者の新生児以外の子の事故、怪我などについて、当院は一切責任を負いません。
7. プレイロットの利用可能時間は 9:00 から 16:30 までとなります。利用を希望の方は 2F スタッフステーションにて所定の手続きを行ってからご利用ください。
8. 利用者の新生児以外の子が当院内にて体調不良となった場合、速やかに家族によるお

迎えにて退所する必要があります。なお、家族によるお迎えができない場合は、夜間・休日に関わらず、その時点で利用者が退所しなければなりません。この場合、キャンセル料が発生します。

第 15 条 (付添い宿泊)

1. 利用者は、家族による付添い宿泊を希望する場合、当院所定の手続きを必ず事前に実施する必要があります。所定の手続きを行うことなく、付添い宿泊が行われた場合、追加料金を利用者は負担しなければなりません。
2. 付添い宿泊は、利用者の親族に限るものとします。第 6 条 1 項各号、第 13 条 3 項各号のいずれかに該当する方の付添い宿泊はできません。
3. 当院は、利用者の状態によっては、家族の付添いをお断りすることがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾します。
4. 当院は女性の入所施設であるため、男性の親族が付添い宿泊をする場合には、当該付添者は夜間 22 時から翌朝 6 時まで、利用者の入所室の外に出るはなりません。
5. 当院は 19 時から翌朝 9 時までは正面玄関が施錠されるため、付添者も出入りができません。

第 16 条 (設備・備品)

利用者は、当院の設備、備品、貸与品の利用について、以下を遵守しなければなりません。

- (1) 目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 当院の外に持ち出さないこと。
- (3) 他の物品等を取り付け、付着させ、その他、現状を変更しないこと。
- (4) 所定の位置から他の場所へ移動しないこと。
- (5) 貸与品はそれぞれの物品の規定に基づき返却すること。(4) 当院の外観を損なうような物を窓に置かないでください。

第 17 条 (持込品と残置物)

1. 利用者は、当院内に以下の物品を持ち込んではいけません。
 - (1) 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物および昆虫、その他の生き物
 - (2) 悪臭、異臭を発生するもの
 - (3) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油等危険性のあるもの
 - (4) 高額な現金および貴金属類
 - (5) 酒類
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. 当院は、利用者の所持品の保管、預りは一切行いません。貴重品を含む一切の所持品・持込品については、入所室内のセキュリティーボックスを利用するほか、利用者の責任において管理する必要があります。

3. 当院は、利用者の所持品、持込品の盗難、紛失、毀損について一切の責任を負いません。
4. 利用者は、当院の外観を損なうような物品を窓際に置いてはなりません。
5. 利用者が、退所した後、入所室内に残置物がある場合、1 ヶ月間のみ保管しますが、その後は、利用者は当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当院は、任意に処分することができるものとします。利用者は、当院の処分行為について一切の異議申立て等ができないものとします。なお、当該残置物が利用者の面会者、付添者等の第三者の所有に属する場合で、当院が当該第三者から異議等を申し立てられた場合には、利用者がその責任と費用において解決するものとし、当院に対して何らの負担、迷惑もかけないものとします。第三者と当院との間で紛争が生じ、当院に損害（紛争解決のために要した弁護士費用を含みます。）が生じた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
6. 前項の保管期間にかかわらず、残置物が生物、その他の飲食物の場合は、直ちに所有権が放棄されたものとみなし、当院は速やかに処分することができるものとします。

第 18 条（緊急時の対応）

1. 当院は、緊急時、医療機関や他の専門機関の受診の案内、又は救急要請することがあります。なお、受診にかかる医療費、交通費等は利用者の負担となります。
2. かわぐちレディースクリニック以外でご出産された利用者又は新生児が出産後 1 か月健診までの間に受診が必要となった場合、分娩施設へ受診相談を利用者において実施していただきます。
3. 緊急時に利用者が外出する場合でも、当院で新生児又は新生児以外の子を預かることはできません。
4. 地震等の災害や火災時の避難に関しては、各入所室の掲示に従うほか、当院スタッフの指示に従ってください。

第 19 条（その他）

1. 利用者は、自ら以下の行為をしてはならず、かつ、面会者、付添者（利用者の子を含みます。以下、同じです。）に以下の行為をさせてはなりません。
 - (1) 当院の施設及び敷地内で火器を使用すること。
 - (2) 当院の施設及び始期内で喫煙をすること。
 - (3) 当院に設置された消防用設備等に非常の場合以外で触れること。
 - (4) 当院内において撮影した画像、動画、録音したデータを SNS、その他の Web サイトにて公開するなど、不特定又は多数人に閲覧等が可能な状況とすること。
 - (5) 他の利用者や当院のスタッフ、その他の第三者について、本人に同意を得ることなく、画像や動画を撮影し、あるいは、前号に該当する行為をすること（撮影した画像や動画に写る行為全般を指すものとします）。

2. 利用者は、当院が利用者に関する情報について、以下のとおり取り扱うことについて、あらかじめ同意し、異議を述べないものとします。
 - (1) 当院が利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用契約の終了後 5 年間保管すること。
 - (2) 産後ケア事業委託契約に基づき、前号の記録を提携自治体へ提供すること。
3. 当院は、利用契約の遂行に伴い取得した利用者、面会者及び付添者に関する個人情報（氏名、生年月日、その他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの、病歴を指します。）を法令の規定に基づき適切に管理し、利用契約の履行のために必要な場合を除き、正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、次の場合には、必要に応じて情報提供を行うことがあり、利用者はこれをあらかじめ同意し、異議を述べないものとします。
 - (1) 前項 2 号に基づく提供に関連する場合、その他利用契約の履行のために必要な場合。
 - (2) 法令に基づく場合。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (5) その他、法令で許容される場合。
4. 前項に関わらず、当院が必要と判断した場合には、利用者が事前に申告した緊急連絡先に連絡の上、利用者の個人情報を開示することがあり、利用者はこれをあらかじめ同意し、異議を述べないものとします。

以上